埼玉県民の「子ども・子育て支援金」負担額（試算）

令和 8 年度～令和 10 年度・3 年間【第 3 版】

（居住地ベースの加入者統計、埼玉県の R8 公表値、政府の最新試算を反映）

埼玉県居住者に対応する子ども・子育て支援金について、国民健康保険・被用者保険・後期高齢者医療の令和 8～10 年度の本人等・事業主負担を試算した。被用者保険は令和 7 年国民生活基礎調査の「埼玉県・被用者保険加入者（本人）」282.4 万人を基礎人数とし、R8 は可能な限り埼玉県の公表実額・見込値を反映、R9・R10 は政府の見込みを用いた。

1. 試算結果（年度別）

保険区分	R8 本人等	R8 事業主	R8 合計	R9 本人等	R9 事業主	R9 合計	R10 本人等	R10 事業主	R10 合計
国民健康保険	46.3	—	46.3	69.5	—	69.5	92.6	—	92.6
被用者保険	169.4	169.4	338.9	203.3	203.3	406.7	271.1	271.1	542.2
後期高齢者医療	29.6	—	29.6	37.0	—	37.0	51.8	—	51.8
合計	**245.4**	**169.4**	**414.8**	**309.8**	**203.3**	**513.1**	**415.6**	**271.1**	**686.7**

単位：億円。本人等＝被保険者・加入者側の負担。被用者保険は政府試算の「本人拠出分」に、原則同額の事業主負担を加算。R9・R10 は見込み値。

2. 3 年間の累計

区分	令和 8～10 年度 合計	うち本人等	うち事業主
国民健康保険	約 208.4 億円	約 208.4 億円	—
被用者保険	約 1,287.7 億円	約 643.9 億円	約 643.9 億円
後期高齢者医療	約 118.4 億円	約 118.4 億円	—
全体	**約 1,614.6 億円**	**約 970.7 億円**	**約 643.9 億円**

試算の中心値：3 年間で約 1,614.6 億円（本人等 約 970.7 億円、事業主 約 643.9 億円）

3. 試算方法・主な計算過程

（1）被用者保険

基礎人数：282.4 万人（令和 7 年国民生活基礎調査・埼玉県の「被用者保険加入者・本人」）。政府試算の被保険者一人当たり本人拠出分 R8 500 円、R9 600 円、R10 800 円／月を用い、事業主負担を原則労使折半として同額加算した。

- R8：282.4 万人 × 500 円 × 12 月 × 2 ＝ 338.88 億円
- R9：282.4 万人 × 600 円 × 12 月 × 2 ＝ 406.66 億円
- R10：282.4 万人 × 800 円 × 12 月 × 2 ＝ 542.21 億円

（2）国民健康保険

参考加入者数：127.3 万人（令和 7 年国民生活基礎調査）。ただし R8 は「人数×全国平均」ではなく、埼玉県の国保事業費納付金本算定における県合計「うち子ども分」4,632,154,461 円（約 46.32 億円）を直接採用した。

- R8：約 46.32 億円（埼玉県の本算定額）
- R9：46.32 億円 ×（300 円 ÷ 200 円）＝ 約 69.48 億円
- R10：46.32 億円 ×（400 円 ÷ 200 円）＝ 約 92.64 億円

※ R9・R10 は、政府の国保加入者一人当たり見込み（月 200 円→300 円→400 円）の伸び率を R8 実額に適用した概算。

（3）後期高齢者医療

R8 は埼玉県の平均保険料約 210 円／月、平均被保険者数見込み 1,174,767 人を使用した。R9・R10 は政府見込み（月 200 円→250 円→350 円）の伸び率を R8 実額に適用した。

- R8：1,174,767 人 × 210 円 × 12 月 ＝ 約 29.60 億円
- R9：29.60 億円 ×（250 円 ÷ 200 円）＝ 約 37.01 億円
- R10：29.60 億円 ×（350 円 ÷ 200 円）＝ 約 51.81 億円

4. 試算上の前提・妥当性の確認

① 加入者数は 3 年間、基準時点の人数で固定した。実際には高齢化・就退職・転出入等で変動するが、被用者保険本人 282.4 万人が全期間を通じて±1%（約±2.8 万人）変動しても、3 年間累計への影響は約±12.9 億円（総額の約±0.8%）である。

② 全国の支援金総額の目安は R8 6,000 億円、R9 8,000 億円、R10 1 兆円（3 年間 2.4 兆円）。令和 7 年国民生活基礎調査の人口で単純按分すると埼玉県分は約 1,416.9 億円。本試算約 1,614.6 億円は約 14%上回るが、埼玉県では被用者保険「本人」の人口比が 40.0%で、全国 37.3%より高い。人口比例より上振れする方向とは整合する。

③ R9・R10 の 1 人当たり支援金額は政府の見込みであり、政府資料も試算結果は一定の幅をもって見る必要があるとしている。本資料は埼玉県居住者に対応する負担規模の推計であり、国・埼玉県が公表する確定納付額ではない。

5. 参考資料（一次資料・URL）

主な数値の確認に使用した一次資料。URL は第三者が原資料を確認しやすいよう全文を記載している。

● こども家庭庁「加速化プランによる子育て支援の拡充と子ども・子育て支援金について」（2025 年 12 月 26 日・資料 1）

被用者保険の被保険者一人当たり平均月額（500 円→600 円→800 円）、本人拠出分であること、全国総額 6,000 億円→8,000 億円→1 兆円等。

URL：https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/caced149-9e77-4b1f-9ade-99232146f572/c4c8f02c/20251226councils-shingikai-kodomo_kosodate-kanri-caced149-01.pdf

● こども家庭庁「子ども・子育て支援金制度について」

R8 被用者保険の一律支援金率 0.23%、基本的に支援金額の半分を企業が負担すること等。

URL：https://www.cfa.go.jp/policies/kodomokosodateshienkinseido

● e-Stat「令和 7 年国民生活基礎調査　世帯票 第 165 表」

埼玉県：総人口 706.3 万人、国保加入者 127.3 万人、被用者保険加入者本人 282.4 万人等。

URL：https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?stat_infid=000040474130

● 埼玉県「令和 8 年度国保事業費納付金の本算定結果」

県合計「うち子ども分」4,632,154,461 円、県平均の一人当たり保険税必要額「うち子ども分」3,849 円等。

URL：https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/98178/r7-3_10shiryou1_noufukin-honsantei.pdf

● 埼玉県後期高齢者医療広域連合「子ども・子育て支援金制度」案内

R8 子ども分：均等割 1,330 円、所得割 0.25%、平均保険料額約 210 円／月。

URL：https://www.saitama-koukikourei.org/wp/wp-content/uploads/siatama-kouki-kodomo-kosodate.pdf

● 埼玉県後期高齢者医療広域連合「令和 8 年度 当初予算の概要」

R8 平均被保険者数見込み 1,174,767 人。後期高齢者医療については、令和 7 年国民生活基礎調査の加入者数ではなく、埼玉県後期高齢者医療広域連合が保険料率改定時に見込んだ令和 8 年度被保険者数 1,174,767 人を採用した。

URL：https://www.saitama-koukikourei.org/wp/wp-content/uploads/5d4d37b3650347979ddefedefc174fb3.pdf

※ 金額は四捨五入のため、表中の合計が一致しない場合がある。政府の平均月額は 50 円単位等に丸めた試算値であり、R9・R10 は将来見込み。